

自治会・回覧

会員各位

2025 年 9 月 15 日

桜台自治会

会長 大竹 幸夫

自治会費半期払いの方へのお知らせ

令和 7 年度自治会費 (ゆうちょ引落し) 半期払いの方の引落日は、以下のとおりです。

●引落日 (1 回目) 10 月 10 日 (金)

●再引落日 (2 回目) 10 月 24 日 (金)

1 回目に残高不足で引落しが出来なかった場合、再引落日の前日までに口座へ入金して頂ければ、2 回目の引落日に間に合いますので、残高の確認をお願いします。
尚、5 月にゆうちょ銀行口座から引落しされていない方 (1 年払い)は、現金にて自治会事務局までお支払いをお願いします。

又、現金払いで未納の方はお早めにお支払いをお願い致します。

半年分 3,000 円、1 年分 6,000 円です。

《ご協力のお願い》

自治会では、窓口での現金取扱い業務を減らす為、自治会費のお支払いを、1 年払いでの「ゆうちょ銀行」口座からの引落し (自動払込み) を推奨しております。
桜台郵便局にて受付しておりますので、通帳と印鑑をお持ちの上、お手続きをお願いします。

前年度以前の会費未納の方は併せてお支払いをお願いします。

自治会費徴収に役員さんの負担が大きくなっていますので、ご協力をお願いします。
ご不明な点があれば、桜台自治会事務局までお問い合わせください。

桜台自治会事務局 ●4/1～10/31 9:00～17:00 ●11/1～3/31 9:00～16:00

(休憩時間/通年) 平日: 12:00～13:00、土・日・祝日: 12:00～14:00

※休憩時間中は、一度閉館致します。※土・日・祝日も開館しております。

※お支払いのお手続きは、閉館 30 分前までにお願いいたします。ご協力お願いします。